

令和 7 年度職業訓練指導員試験実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 4 4 年労働省令第 2 4 号）第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、職業訓練指導員試験の実施について公示する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1 試験を実施する免許職種及び試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
建 築 科	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ① 建築工学 (構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規) ② 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ① 建築設計 (建築設計、設備設計、建築計画) ② 施工法 (建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算) ③ 材料 (建築用材料)
配 管 科	1 指導方法 (同上) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ① 建築工学 (建築設備、配管設備、建築構造、建築施工) ② 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ① 配管設備 (上下水道設備、ガス設備、冷暖房設備、空気調節設備) ② 配管製図 (読図法、配管図) ③ 施工法 (管工作法、配管施工、試験測定法、配管用材料、仕様及び積算)
造 園 科	1 指導方法 (同上) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ① 植物 (植物学、植物病理学、農薬) ② 土及び肥料 (土、肥料) ③ 農業機械及び施設 (農業機械、農業施設、器工具) ④ 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ① 造園法 (庭園、造園計画及び設計、造園工事法、造園管理、造園機械、仕様及び積算) ② 材料 (造園植物、造園用材料)
上記以外の職種	指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

2 受験資格及び免除の範囲

- (1) 建築科、配管科、造園科の受験を申し込むことができるのは、実技試験免除者に限る。
- (2) 上記(1)以外の職種にあつては、実技試験の全部、系基礎学科、専攻学科の3科目すべての免除者に限る。
- (3) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者(全免除者)による受験については、記5「受験申請書の提出期限」に限らず通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができる。
- (4) 受験資格及び試験の免除については、別表1及び別表2を参照のこと。

3 試験日時

令和7年8月23日(土)

- ・指導方法 : 10:30～11:30
- ・系基礎学科及び専攻学科 : 12:30～15:30

4 実施場所

青森県立青森高等技術専門校(青森市大字野尻字今田43-1)

5 受験申請書の提出期限

令和7年6月3日(火)から令和7年6月27日(金)まで

※ただし、郵送による場合は必ず書留郵便とし、令和7年6月27日(金)の消印のあるものまで有効とする。

6 受験手数料

学科試験: 3,100円(全免除者は不要)

※現金による申請は受け付けない。

7 合否判定の基準

学科試験	指導方法	満点の6割以上の得点
	系基礎学科	満点の6割以上の得点、かつ系基礎学科の科目のすべてについて、満点の5割以上の得点
	専攻学科	満点の6割以上の得点、かつ専攻学科の科目のすべてについて、満点の5割以上の得点

8 合格発表

令和7年9月5日(金)

職業訓練指導員試験に合格した受験者及び一部に合格した受験者の受験番号を青森県庁ホームページに掲載するとともに、受験者に文書にて合否を直接通知する。

- ・合格者受験番号掲載ページ URL

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/sidouinsiken_sikakusiken.html



9 その他試験に関し必要な事項

(1) 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県経済産業部産業イノベーション推進課にて配布する。

(2) 受験申請書の提出及び詳細についてのお問い合わせ先

○青森県経済産業部産業イノベーション推進課 職業能力開発グループ

住所：青森市長島1丁目1-1

電話：017-734-9415

別表1

(職業能力開発促進法施行規則によるもの)

受験資格		受験に必要な実務経験年数	免除の範囲			
			実技	学科		
				系基礎学科	専攻学科	指導方法
学校教育	●大学卒業	1年		○	○	
	●短期大学卒業	2年				
	●高等専門学校卒業	2年		○	○	
	●高等学校卒業	3年				
	高等学校以上の卒業	5年				
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年				
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年				
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年	合格と認められる科目について免除			
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校の長が認める者) ※	—	合格と認められる科目について免除			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年				
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年				
実務経験のみ		8年				
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級技能検定合格者(バルコニー施工、電子回路接続は除く)		—	○	○	○	
免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路接続」「バルコニー施工」合格者		—				
免許職種に関し、技能検定2級合格者		—	○			

職業訓練指導員免許所持者	免許職種と同一系	—		○		○
	上記以外の職種	—				○
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	○			
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		—		○		
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		—			○	
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科のみ）		—		○		
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		—				○

- 印は免許職種に関する学科を履修していること。
- 印は免除される範囲を示す。
- 受験に必要な実務経験は、受験する免許職種に関するものかつ、受験資格を満たしてからの実務経験年数となる。
- ※別途受験する免許職種について受験資格を有していること。

別表 2 他の法令による受験資格及び免除の範囲（主なもの）
（職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 より抜粋）

指導員 免許職種	受験資格	免除の範囲			
		実技	学科		
			系基礎 学科	専攻 学科	指導 方法
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建築科	建築士法による 1 級建築士の免許を有する者		○	○	
電子科	電波法による第 1 級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による 1 等航空整備士若しくは 2 等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第 1 級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	

介護サービス科	・ 児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの ・ 保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 ・ 保健師助産師看護師法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの ・ 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの ・ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号の規定に該当するもの ・ 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの ・ 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証を有する者 ・ 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	○	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	

- ・ ○印は免除される範囲を示す。
- ・ この表に掲載されていない免許資格は、職業能力開発促進法施行規則別表 1 1 の 3 を参照のこと。